

臨時福祉給付金のお知らせ

☎ 社会福祉課福祉庶務係 (市役所 1階⑦番窓口 ☎23-3331 内線312・313・316)

昨年の消費税率引き上げにあたり、所得の低い方への負担の影響を軽減するため、今年も臨時的な措置として国から給付金が支給されます。

対象者

今年1月1日現在、伊達市に住民票があり、今年度の個人住民税が課税されていない方

※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合や生活保護の受給者である場合などは支給対象外

※「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者でも、臨時福祉給付金の要件を満たしている場合は、支給対象になります。改めて申請する必要があります。「子育て世帯臨時特例給付金」に関しては、児童家庭課児童家庭係(市役所1階⑥番窓口 ☎内線317)にお問い合わせください

支給額

1人につき6千円

申請方法

支給対象者(見込み)には、9月下旬頃から申請書を送付します。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、郵送か担当窓口を持参してください。

申請期間

10月1日(木)～12月30日(水) (厳守)
午前9時～11時30分
午後1時～5時

※10月1日(木)～7日(水)は午後7時まで(土・日曜日を除く)、10月3日(土)・4日(日)は午前9時～11時30分で受け付けます。

それ以外の土・日曜日、祝日は受け付けていません

受付場所

10月1日(木)～12月14日(月)

●旧水道庁舎(網代町14-1)

●大滝総合支所

12月15日(火)～30日(水)

●社会福祉課福祉庶務係

(市役所1階⑦番窓口)

●大滝総合支所

給付金の受取方法

申請書に記入した指定口座に入金されます。入金日は、申請書受理後2～3週間を目安にしてください。

※窓口での現金支給は、金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所にお住まいの方など、振り込みでの支給が困難な方が対象になります。現金支給は振り込みに比べ、支給に時間がかかる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします

「振り込め詐欺」などに注意を

市の職員が、ATM(現金自動預払機)の操作を依頼することや手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。ご注意ください。



よくある質問

Q1 給付金を受給後に対象外と判明しました。どうすればいいですか。

A1 全額返還してください。

Q2 基準日(今年1月1日)の翌日以降に伊達市に転入したり伊達市から転出した場合、伊達市での支給の対象になりますか。

A2 基準日に住民票がある市町村から支給されます。

具体的な申請期間や方法などは市町村で異なりますので、詳しくは基準日時点にお住まいの市町村にお問い合わせください。

また、家庭の事情などで住民票を移さず伊達市にお住まいの方もご相談ください。

Q3 基準日以降に生まれた方や亡くなった方は対象になりますか。

A3 基準日の翌日以降に生まれた方や基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなった方は、給付金の対象になりません。



9月10日は「下水道の日」

～忘れない 暮らしの下に 下水道～

(平成27年度下水道推進標語)

☎ 下水道課総務係 (市役所3階 ☎23-3331 内線422・423)

「水」は川や海から大気中に蒸発して雲になり、雨や雪として地上に降り注ぎます。降った雨や雪は川などに流れる中で再び蒸発するというように、地球上で常に循環しています。そして、私たちはその中で「水」を利用し生活しています。

この循環の中で、下水道は「私たちが汚した水をきれいにして川や海に戻す」といった重要な役割を担っています。下水道がなければ川や海が汚れ、生き物が生きていけなくなります。

また、下水道は、「まちに降った雨などを川や海まで速やかに排水し、浸水被害を防ぐ」という役割も担っています。

このような下水道の役割について理解と関心を深めていただくため、毎年9月10日を「下水道の日」とし、下水道の普及を促進しています。

「下水道の日」

下水道の日は、昭和36年9月10日、当時6%しかなかった下水道の普及率を高めることを目指し「全国下水道促進デー」という名称で始まりました。

その後、下水道への認識が高まってきたこともあり、平成13年に、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

排水設備の設置はお早めに

下水道は、河川や海の水質を保ち、快適な生活環境を守るために重要な役割を果たしていますが、水を使用する皆さんに、整備した下水道を利用していただかなければ、その効果をあげることができません。

そこで、下水道に接続できない区域にお住まいの方には、その区域が下水道に接続できるようになった後、6カ月以内に排水設備の整備、3年以内に水洗トイレへの改造が義務づけられています。

市では、1日も早く下水道を使っていただけのように、工事を行う方に資金の貸し付けを行っています。

下水道への接続に必要な工事費、貸付制度などは次のとおりです。

- 標準的な工事費 50万円
- 工事の期間 3日程度
- 貸付限度額 50万円

詳しくは、担当課にお問い合わせください。



下水道は正しく使いまじょう

下水道は、家庭から出る汚水を、そのまま流すことができる大変便利な施設ですが、何でも流して良いというわけではありません。

下水道施設は多くの方が使用する公共性の高い施設ですから、ルールを守って正しく使いまじょう。

生ごみや油を流さない

台所から出る生ごみやてんぷら油などの廃油は、排水管のつまりの原因になりますので、適切に処理をしましょう。

ガソリンやシンナーなどを流さない
揮発性の高い危険物やその他の化学薬品は、排水管を損傷する恐れや爆発を起す危険性がありますので、絶対に流さないでください。

水洗トイレには溶ける紙を

水洗トイレには必ず水に溶けるトイレットペーパーを使用し、水に溶けないティッシュペーパーや紙オムツなどは流さないでください。

雨水は流せません

市では、雨水は道路側溝などを通して汚水とは別に流す分流通式で管理していますので、雨水を下水道の汚水ますに流さないでください。